

[事案 2020-188] 入院給付金支払請求

・令和3年4月16日 和解成立

<事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

交通事故による受傷により、令和元年9月から10月まで入院（入院①）し、その後、リハビリテーション治療継続のため転院して、同年10月から令和2年1月まで入院（入院②）したため、平成25年11月に契約した入院保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、入院①の給付金は支払われたが、入院②については約款に定める支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院②の入院給付金を支払ってほしい。

(1)入院②では、1日に1、2回の理学療法が実施され、安全に通院を行える身体状態ではなかった。

(2)転院は、主治医の指示によるものであった。

<保険会社の主張>

入院②は、本契約の約款に定める入院に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人が転入院するに至った経緯を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1)入院②当時の申立人は、移動や階段昇降は可能であったことが窺えるが、申立人の受傷状況を踏まえると、入院①をもって日常生活に支障がない状態まで回復するのは一般的に困難で、移動や階段昇降は何とか行うことができる程度であったと推測でき、入院②当初から、毎日通院してリハビリテーションを行うことは容易ではなかったと考えられる。

(2)診療録の記録によると、入院②のうち、11月中旬以降は通院治療も可能であったと考えられるが、11月上旬までの入院については、約款上の入院に該当すると認めることは不合理ではない。